



平成 23 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社
本社所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号
代表者名 代表取締役社長 赤城貫太郎
(コード 7957 大証二部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 近藤喜章
電話番号 06 - 6471 - 7071

内部統制に関する基本方針の一部改訂のお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を一部改訂することを決議しましたので、お知らせいたします。
なお、主な改訂箇所を下線で示しております。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制」および「財務報告の信頼性を確保する体制」の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、整備します。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。

全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアン コンプライアンス ハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、また、公益通報者保護法の内容を加味したコンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を毎月 1 回程度開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。

会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。

取締役および監査役は、取締役の行った決定に関する情報、稟議書その他会社規程により定める文書を常時閲覧することができます。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しをしております。各部門から選出したメンバーによるリスクマネジメントワーキンググループが各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討しており、リスクマネジメント委員会が全社的な視点でこれを補い具体的な活動の管理をしております。

取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしている他、リスクマネジメント委員会の上申による事業継続計画（BCP）を承認し、かつ、そのシミュレーションを実施することでPDCAを実践しBCPの精度を高めることとしております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

目標管理制度、予算制度により年度計画を明確化し、取締役会、経営会議等でこれを決定するとともに、その執行状況を追跡し必要な修正を行い、また、取締役会においてその目的に沿った組織編制や人事を行うことにより効率的な職務の執行を行っております。

また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内に徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。

内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実を行いコンプライアンス活動を強化しております。

当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社でのリスク管理、コンプライアンス体制については、管理部が必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を通じてこれを指導するとともに、月次決算その他業務執行状況の提出を求め取締役会でその内容を報告しております。また、必要に応じて当社監査役による監査を実施しております。

当社は、当社および子会社における財務報告に関する内部統制の基本方針を定

め、財務報告の信頼性を確保する為に必要な体制を構築、強化して参ります。

監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた際は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。

補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を置く場合、取締役はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査役会の同意のうえでこれを行います。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。

監査役から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。

監査の実効性を高めるために監査役と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んで参ります。

なお、上記の体制整備については、今後も継続して改善および改良を行い、より一層効果のある体制を構築するものとします。

以上